



2005年4月号のおもな内容

- ・特集・市町村合併問題
合併をめぐるいくつかの論点…………… 1
京都府内の市町村合併の現状…………… 10
- ・学者・研究者リレー・トークNo.⑨…………… 6
- ・経済研究会情報 ⑧ 地域金融…………… 7
- ・広原盛明先生の美しいマンスリー ⑩…………… 8
(お詫び：編集の都合で、広原先生の原稿と谷上さんの原稿が小文字になりました。)

特集・市町村合併問題 ①

府内の市町村合併をめぐるいくつかの論点

谷上 晴彦 (京都自治労連執行委員・当研究所常務理事)

現行合併特例法がこの3月末で期限切れをむかえ、新合併特例法が4月に施行される。

この間、市町村合併をめぐる議論が展開されたが、この機会にいくつかの論点を振り返っておこう。

1. 合併の大義をめぐる

(1) 住民に納得できる大義はあるのか

「明治の大合併」は小学校運営のため、「昭和の大合併」は義務教育になった中学校運営のためという住民的な大義があったと言われている。しかし今回の「平成の大合併」には全国の住民が納得できる大義が見当たらない。

政府は合併の大義に、「行財政基盤の強化」を掲げている。

丹後6町では「市になると福祉事務所に設置され、総合的な福祉行政ができる」などと合併論議の初期に言われた。だが町役場でも保育所も介護保険も運営しており、

福祉事務所と大差なく、生活保護行政ぐらいの違いである。町村部では府が生保行政をしているから、町民から見て不便はない。合併論議の終盤では、福祉事務所のことは合併推進派も言わなくなった。園部等4町も合併して市になるが、福祉事務所のことは強調されなかった。

最近、宇治で「中核市になると保健所を設置できる」という合併論があるが、宇治には府の保健所があり、保健所のための合併というのは説得力に欠ける。

(2) 「財政破たん」論について

声高に言われているのが「合併しないと財政が破たんする」論である。

丹後地域では「予算が組めない」、美山では議会解散の是非を問う住民投票期間中に、町主催の説明会を集落ごとに行い、理事者が財政の厳しさを強調。合併推進派の決起集会で町長は「やっていけない」と強調した。町の責任者が「やっていけない」というのでは、町民は「合併やむなし」と思わざるを得ないことになる。

合併任意協が2年前に解散した府南部地域でも「税収環境が2年前より一段と悪化した」などと、合併論議再開の口実に利用されている。

しかし実際は、人口規模にかかわらず自治体財政は厳しく、人口規模と財政の厳しさは別問題である。現在の財政危機の原因は、長引く不況と減税による税収減、建設事業のツケ、交付税など「三位一体改革」など政府の失政であるから、「貧乏」な自治体同士が合併しても財政問題は解決しない。合併推進派は、財政危機の真の原因に目をつぶり「大きいことは良いこと」という住民の素朴な思いに訴えるやり方をしている。

合併は、住民の身近にあった自治権（住民自治・団体自治、財政の編成権など）を手放すことである。「やっていけない」論は、住民の暮らしを守る上で大事なこの権利を手放すことから、目をそらさせる役割になっている。

こここのところの正しい認識を住民的に広めることが大事になっている。

では実際、合併したら財政はよくなるのか、京丹後市の事例で確認しておこう。

（3）合併した京丹後市にみる

京丹後市発足2年目の予算案が2月に発表された。合併前6町の交付税（臨財債含む）は約140億円だったが、128億円（H16予算）、129億円（H17予算）へ減少。市になったことで生活保護行政など新たな仕事が増えているので実質的にはもっと減ったことになる。新市建設計画で見込んでいた交付税額と比べると、32億円（H16）、20億円（H17）の減少である。交付税算定替の制度は、交付税制度が改悪されると、合併しても同様に影響を受けることを実証した。

歳出の特徴は、普通建設費の激減である（表参照）。新市建設計画で、合併特例債も活用して合併後10年間は毎年72億から104億円の建設事業費が予定されていたが、H17年度は計画の3割30億円（災害復旧費を加えても33億円）しか予算化されなかった。合併特例債は合併支援策の柱として大々的に宣伝されるが、実際は当てにならないことが明らかになった。

次の特徴は、歳出総額の大幅減である。合併2年目にして1町の年間予算に匹敵する額が減少している。ある人が「血液が減ると血めぐりが悪くなって手足が霜焼けになる。凍傷になったら切り落とされる。合併して周辺部になると寂れると言われるが、こういうことか」と語っていた。

京丹後市長は、議会への提案説明で「17年度予算をこのように厳しく削り込んだ後でさえ、なお、危機的な財政状況にある」と述べている。

「合併しないと財政がもたない」「合併したら財政はもつ」と合併が推進されるが、

合併しても財政問題が解決しないことを京丹後市の事例は示している。

	旧 6 町			京丹後市			
	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6		H 1 7	
	決算	決算	決算	計画額	当初予算	計画額	当初予算
普通建設費	9,860	6,191	12,308	9,554	4,482	10,432	3,068
歳出計	35,576	32,693	45,495	37,420	31,125	36,840	28,980

注：単位：百万円。H 1 3・1 4は6町普通会計決算計、H 1 5は6町一般会計決算+市の町分予算
「計画額」は新市建設計画（普通会計）、「当初予算」は京丹後市一般会計予算

（４）「合併の是非を論議する」とは

「法定協では合併の是非も論議するから、とりあえず設置を」と述べられることが多い。しかし合併特例法（第3条）では、合併協は「合併をしようとする市町村」が設置し、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行うと規定している。合併しないことを論議する場とは規定されていない。

府北部で「是非も論議するから」と法定協を設置し、結局「非」は論議せず、合併に突き進むやり方がとられた。いま南部地域でも「きちんと論議するためには法定協が必要」「是非も論議するから」という論法が使われている。なお「非を論議する」とは、単に「合併しない」という話ではなく「自立していく方法を論議すること」であ

る。国が地方財政攻撃を強めており、どの自治体も従来と同じ行財政運営を漫然と続けることは難しく、真剣な努力と工夫が求められている。

ところで府内のある自治体が、合併調印目前の住民説明会で、「合併しなかった場合の住民負担増・住民サービス切り下げ」の案を示したことがある。しかし、住民の目線から役場をあげて検討したものか疑問、議会にすら事前に示されず、住民的論議のないものであった。「合併やむなし」と住民を説得する道具と言わざるをえないものであった。

全国には、どう自立していくかを役場あげて真剣に努力している自治体がたくさんあるが、府内でも住民の暮らしを守る目線で自治体あげた実践が求められている。

2. 住民投票を拒否する合併推進派

（１）全国に見る自治の画期

全国370自治体で、合併の是非を問う住民投票が行われている（05年3月17

日現在、I氏調査）。全自治体の1割超で、住民自治の歴史的画期をなすものである。首長や議会発議の住民投票も相当数含まれ

ている。

（２）京都の異常さ

一方で、京都の異常さを指摘しなければならぬ。

京都では、首長発議、議会発議の住民投票は未だ一件もない。やむなく住民は条例制定の直接請求を13自治体で取り組んだ（網野・峰山・大宮・丹後・弥栄・久美浜・伊根・夜久野・大江・三和・日吉・美山・京北。他に合併推進の木津を入れると14）。直接請求件数も署名数も全国に誇れるものである（署名数はどこも法定数を大きく超え、大江・美山など自治体が5割突破）。

しかし伊根町以外、すべて否決された。大江では町長リコール、美山では議会解散の直接請求にまで発展し、いずれも3分の1の署名を集め成立。だが、大江では町長辞職まで追い詰めたが町長選で勝利できず、美山の解散の是非を問う住民投票も勝利できなかった。しかし、一連の取り組みで示されたわが町を愛する住民共同のエネルギーは、今後の町づくりに必ず大きな力を発揮するであろう。

こうした中、今年2月、伊根町議会が住民投票条例案を府内で初めて可決。3月13日投票で「合併に反対」が過半数を獲得し、3月合併申請の駆け込み合併を阻止した（反対1050、賛成941、無効18、投票率80.23%）。

京都の特徴として、①首長・議会多数派の住民自治への理解の無さ、②支配層の住民支配の強固さ、③一方で、民主主義について住民の見識の高さを、あげることができる。

（３）見え隠れする京都府の姿

条例否決の背景に、府の存在がある。①丹後合併協事務局長に出向していた府幹部が「住民投票のように、何割が合併に賛成か数値に出てしまうと、協議会の議論がそれに拘束されてしまう」（02年5月1日付「京都」）と否定的見解をのべ、京都新聞は「合併の是非は問わない方針」と報じた。

②有権者の4割（計2万人）もの直接請求署名が収集中、丹後6町の保守系議員が学習会を開催。そこで「山田知事の先輩・後輩にあたる」と自己紹介した講師が「条例案は否決したらよろしい」とアドバイスしたと言う。③網野町の本請求（03年8月8日）直後、町議会は未だ可決も否決も決めていない8月11日に丹後6町の合併調印がされた（かつその日は、大宮町で署名縦覧中、丹後町で選管が署名審査中など全町で直接請求の手続き中だった）。住民が地方自治法の権利を行使している最中に調印式が計画され、その調印式に府知事が出席した。知事の出席は言外に住民投票条例案の否決を求めたに等しいものである。

田中康夫長野県知事は、「(市町村が)合併に進む場合は、市民が理解を深めているか厳しくチェックしていく」（03年5月27日付「京都」）と述べ、また長野県「市町村合併に関する基本方針」に「合併の是非について、住民の意向を十分に踏まえて」「地域における十分な論議・検討を市町村に要請していく」と明記。その結果今までに長野県内37自治体が住民投票を行っている。長野県知事と京都府知事の違いは歴然としている。

3. 京都府は総務省の出先か

(1) 合併しない自治体への支援策がない
身近な自治体が、住民の暮らしを守るうえで大きな役割を果たしてきた。合併すると、住民は身近な自治体を失う。周辺部になると地域が寂れるというのが、「昭和の大合併」の教訓であった。

長野県は、市町村が合併しないで自立をめざすならば、市町村の最大限の自助努力を前提に、積極的な支援を行うことを表明し、市町村と共同で様々な支援策を展開している。

ところが京都府は、「合併するかしないかは市町村が決めること」とは言うが、地方財政の厳しさ、国の合併支援策を説明するのみで、合併しない自治体への府の支援策はない。市町村は丸裸で、国の悪政と対峙しなければならない状況である。

(2) 府が呼びかけた会議で、合併枠組み

04年12月15日、宮津与謝1市4町の首長会議を「府が呼びかけて」（京都新聞）開催し、「宮津・伊根」「加悦・野田川・岩滝」の枠組みが合意された。05年1月5日、府が府庁に相楽7町村長を招集し会議を開き、木津・山城・加茂の先行合併が合

意された（各紙）。合併問題は市町村が自主的に決めることだが、「府が呼びかけた」会議で決められる異常事態である。

それまで府は、学者を入れた行革支援委員会も利用し、破たんした宮津与謝1市4町、相楽7町村の枠組みの再開にこだわっていた。年末年始の府の対応を見ると、府は「できるところから合併して大規模合併につなげる」方針に転換したと思われる。

(3) 総務省方針を先取りする京都府

4月施行の新合併特例法で、知事の権限（合併協設置を首長に勧告）が強化された。多くの知事は「合併は地域住民が自主的、主体的に判断すべきだ」（岐阜県知事）とこの権限行使に消極的見解を表明しているが、山田府知事は「場合によっては行使する」（04年4月25日付「京都」）と回答。府知事は、すでにこの権限を事実上行使している。

国と対峙してでも住民の暮らしと自治を守りたいと市町村が思っても、府が総務省の出先機関のようでは、府は頼りにならないというのが市町村の思いではなかろうか。

市町村からみて頼りになる京都府への転換が求められている。

検証一京都の市町村合併とまちづくり 私はいいたい！地域からの告発

4月24日（日）午後1時30分～4時30分 新三和荘（三和町）

森裕之立命館大学助教授 市町村合併の現段階とまちづくり

府内各地からの発言

ぜひ多数ご参加下さい

主催 平成の合併府民懇談会・京都自治体問題研究所

教育基本法を学び、教育に生かそう

市川 哲（明治鍼灸大学教授・本研究所副理事長）

教育基本法の前文に「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とあります。「この理想」とは日本国憲法のかかげる理想であり、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を指します。憲法の理想の実現と世界の平和と人類の福祉に貢献する民主的で文化的な国家の建設を、教育の力とそのもとに育つ未来の主権者に託しているのです。

教育基本法が準憲法的な性格をもつことは判例でも示されています（「旭川学テ事件」最高裁判決）。したがって憲法の改悪を図る勢力にとって、教育基本法は憲法と共に変えるべきもの、さらには通常の法律の立法手続よりも厳格な手続を必要とする憲法に先立って教育基本法は屠るべきもの、ということになります。

今国会での改正案の提出は見送られましたが、与党間の「愛国心」の摺り合わせや衆参両院の憲法調査会の報告、自民党の憲法改正草案の動向などによっては急速に改悪に向けた事態が進むこともありえます。今、教育基本法はこうした状況下にありません。

ところで教育基本法を読まれたことはありますか？前文をもつ附則を入れて11条の法律です。「教育基本法を教育に生かす」ために多くの教育裁判が争われてきました。しかし、憲法と教育基本法を守るため

に切実に求められているのは実践のレベル（狭義の教育実践に限らず教育「行政」実践も含む）で「教育基本法を生かす」取り組みをすすめることです。

教育基本法は理念法であり、抽象的であるため、実践の場で具体化される必要があります。学校教育の場合、その役割を担うのは、まずは子どもと親、教職員であり、教育基本法10条をふまえて住民や教育行政も登場します。ここでは「子どもの最善の利益」（『子どもの権利条約』）のための参加と共同の取り組みにもとづいて、できるところから、できることから「教育基本法を教育に生かす」合意を広げ、具体化する必要があります。そのためにも、まずは教育基本法を学ぶことです。

「京都教育センター」は淵田事務局長の奮闘の下、昨年13回の「教育基本法連続（月例）学習会」を行いました。そのまとめ（『みんなで語ろう 教育基本法』）の出版記念集会在3月26日午前10時～12時、京都教育文化センターで記念講演に井口和起京都府立大学名誉教授を招いて開催されます。

これを教育基本法を学ぶ機会としていただければ、と思います（『みんなで語ろう 教育基本法』については「京都教育センター」のHP <http://www.kyoto-kyoiku.com> をご覧ください）

京都の経済を考える—金融再編と地域金融の展望

京都経済研究会事務局 大貝 健二（京都大学大学院）

今回は、谷一明氏より「金融労働組合からみた地域経済」という題で報告していただきました。この報告の内容は、最近の全国的規模で進行している地域金融機関の合併・再編が、①金融機能強化法の行使であること、②今までに行われた合併・再編をみても、地域にとってプラスにならないこと、③地域に対する社会的責任が欠如しているという3点を挙げ、現在の金融改革が果たして地域の企業や住民のためのものになるのかとの疑問を提示されました。その中で、まず最近の地域金融の合併・再編は、金融ビッグバンの流れの一つであり、そこには地域という視点が欠如していることが挙げられました。

また、金融機能強化法やリレーショナル・バンキング制度、アクションプログラムをはじめとした行政主導による金融改革の推進は、目的としては地域経済の活性化や信用秩序の維持、国民経済の健全な発展等を謳ってはいるが、現実として地域経済の状況はよくなっていないのではないかと意見が出されました。さらに、特に金融機能強化法の実施に関しても、なぜここまで法律の目的と現実とがずれてしまうのかという疑問も出されました。

そして、メガバンクとは異なり、地方銀行は地域の経済状態の変化と同じ運命をたどらざるを得ないので、産官学との結びつ

きを強め、連携して地域を守るためにも、新たな枠組みを構築していく必要があるということが提起されました。

以上の報告を受けて今回も活発な議論が行われましたが、議論の内容としては、主に①京都府の金融状況の特徴に関して、②これから地域・中小企業振興基本条例として提案する際に、どのような内容にしていこうかということに分けられます。

①に関しては、他府県との比較をしてみると、京都市内においては地銀よりも信用金庫の預金シェアの方が大きいということが挙げられました。そしてこのことは、京都が中小企業の街として発展してきたことと密接な関係にあるという意見が出されました。また、地銀に関しては、地域経済とのつながりがあまり無いように感じられるが、京都銀行は、京セラやロームなどの比較的新規な企業とのつながりが密接なのではないかという見方も出されました。

②については、谷氏の報告から提起された、地域金融機関は地域経済の状況から逃れることは出来ない、地域の銀行を守ることが地域を守ることに直結するのではないかと意見に基づき、現在進行中である金融庁主導の金融再編のあり方に対する疑問が投げかけられました。産官学金（金融）の連携での枠組みを構築する必要があるが、行政がイニシアチブを持っていない

ところで、地域金融も再編が進みつつあるのが現状であるという意見や、リレーショナル・バンキング制度を導入すると、金融機関としては不良債権を出すことに対する危機感から、今まで以上に融資基準が厳しくなるため、地域企業のための金融機関としての役割が無くなってしまふことを危惧する意見も出されました。

また、地域・中小企業振興基本条例を制定することに関しては、金融機関の地域に

対する貢献度を測るシステムを構築する必要があるということや、実際に岐阜市で県、市、大学と金融機関がタイアップしてまちづくりセンターを設置し、中心市街地活性化事業の一環として、商店街の空き店舗活用に融資し、市街地整備と活性化が図られているという例が挙げられ、同じようなことが京都では出来ないのかという提案も出されました。

美しいマンスリー（第11回）

まちづくりの到達点と地域活動～「まちづくりの日常化」をどうみるか～

広原 盛明（元京都府立大学学長）

左京区は京都市長選で私への投票数が現職候補を上回った唯一の行政区だ。その左京区で選挙を支えてくれた面々が集まって、選挙中に私が訴えた「まちづくり論」についてもう一度改めて議論したいとのこと。日頃の地域活動にとって、いったい「まちづくり」がどういう意味をもつのかじっくり考えてみたいというわけだ。選挙からもう1年余りも経過しているのに「今頃どうして」と思ったが「1年間そのことがずっと頭に引っ掛かっていて離れなかった」なんて言われると、行かないわけにはいかない。

そう言えば、選挙中の演説会でも「まちづくり」という言葉をはじめて聞いた市民が案外沢山いて、こちらの方が却ってドギマギしたものだ。私たちの間ではごく普通の言葉になっているものが、一般市民のところへは日常用語として全く届いていない

のである。どうしたら想いを伝えることができるのか、このギャップには正直言って相当に参った。地域や場所によって訴えるテーマを考え、会場に来た人たちの表情を見て語る言葉を即座に選ぶなど、神ならぬ身の凡人には至難の技だからだ。やってみなければわからない選挙特有の難しさを毎日実感したものである。しかし無理もない。約22万項目が収録されている岩波書店の『広辞苑』でさえ、まだ「まちづくり」という言葉は収録されていない。そんな言葉をマニフェストのキーワードにして選挙戦を闘ったのだから、有権者から相当浮き上がっていた選挙だったことは間違いないのである。

でも今回、左京区の人たちが私と議論したいといったのは、もっと深い意味があったことだ。自分たちの地域活動がどこかで行き詰まっていると感じている人たちが、

ひょっとすると「まちづくり」という言葉の中に壁を乗り越えるきっかけがあるのではないかと思っただけなのである。高度な内容をわかりやすい言葉で説明できるのが真の意味での専門家だとしたら（難しい内容を難しい言葉で話すのは誰でもできる）、まさに「まちづくりの専門家」としての私の真価が問われていることになる。そう思うと、レジュメを作るのもなかなか一筋縄ではいかず、この日の話は講義とゼミの組み合わせにして切り抜けることにした。前半は「まちづくり」という言葉が生まれてきた歴史的背景やその意義について概観し、後半は現在の到達点として「まちづくりの日常化」を挙げ、地域活動の視点から「日常化したまちづくり」の意味をゼミ形式で議論したのである。

私の問題提起はこうだ。「まちづくり」は「都市計画」の対抗概念として1960年代の住民運動・市民運動の中から生まれた。公害反対運動や地域開発反対運動がその舞台だった。そしてまちづくりの中から物的生活空間と地域コミュニティの統一概念である「まち」のイメージが生まれ、重厚長大型の都市計画ではなくハードとソフトを統一し、職住遊学が調和したまちづくりが目指されるようになった。まちづくりは住民・市民の参加意識を高め主体意識を育てた。しかし都市計画法や建築基準法に基づく現行の都市計画制度は、国家官僚が決定権限を事実上掌握している点で依然として変わっていない。

とはいえ最近の新しい傾向は、そんなこととはお構いなしに若者やボランティア団体などが自主的なまちづくりにどんどん取り

組んでいることだ。自分たちがやりたいことを出来るところから着手し、成功すれば継続するし、失敗すれば撤退するという「気軽なまちづくり」があちこちで生まれている。この新しい現象は、まちづくりが始まった頃の反対運動や社会運動とは全く違った水脈の中から生まれてきていると思う。敢えて言うなら、それは「まちづくりの日常化」であり「勝手連のまちづくり」だといえるのではないか。

現在のまちづくりの到達点は「まちづくりの日常化」である。その意味するところは、日常化したまちづくりは必ずしも政治的な問題意識に基づくものでもないし、また社会的使命を背負ったものでもないが、客観的には明らかに都市計画を市民・住民の手に取り戻していく歴史的な運動だということだ。かつて都市計画は「お上」のやることとして市民・住民は徹底的に疎外されてきたが、現在は自分たちが関わる「ごく自然で当たり前のこと」として把握されているところにまちづくりをめぐる歴史的な前進を確認できる。そうなると、まちづくりをもっぱら「政治的課題」や「社会的争点」の文脈で捉えてきた地域活動と日常化したまちづくりとの間には、テーマ感覚の上でも行動スタイルの点でもだんだん「ズレ」が生じてくる。地域活動が若者・住民グループ・ボランティア団体などを引きつけられる魅力がないのは、まちづくりそのものをの捉え方に大きなギャップがあるからではないか。

私の提案は「まちづくりの日常化」に対しては「地域活動の日常化」で応じることが必要だということだ。なぜまちづくりが

日常化するのか。それは地域における都市問題の質が変化してきているからである。かつてのように目に見える形で都市問題が発生した時代は運動に取り組みやすかった。保育所が足りないときは「ポストの数ほどの保育所」を要求すればよかった。でも現在の子どもを取り巻く環境はそれほど単純ではない。閉じこもり、いじめ、アトピー、発育不全、児童虐待、性犯罪、連れ去り、学校侵入などなどあらゆる問題が錯綜している。子ども社会を支える家族や地域コミュニティが崩壊し、それが都市の至る所で噴き出しているのである。

このような状況の下では個々の問題対応もさることながら、中長期的にはまちづくりを通して日常的な人間関係・社会関係を地域の中で構築していくこと以外に方法がない。イギリスの「グラウンドワーク」というまちづくりは、これまで主としてハードな文脈で捉えられていたまちづくりをソフトなコミュニティの文脈で読み直すこと

から始まった。ハードな問題の解決のために地域社会の組織化が必要だという考え方から、地域における人間関係の構築や地域コミュニティ形成の契機としてハードな問題を位置付けるという逆転の発想である。極端に言えばハードな問題はそう簡単に解決できなくても、問題に対する取り組みを通して地域住民・市民の社会的なネットワークやコミュニティが形成されればまちづくりとしては成功だという考え方である。

この考え方はまた「成熟時代のまちづくり」とも通じ合うものがある。「成熟時代」というと何だか高級そうな響きがあるが、要するに、まちづくりの目標が具体的で機能的なものから人間関係性や文化性に重きを置くものへと次第に変化しつつあるということだ。だとすれば、まちづくりと触れ合う地域活動も当然のことながら人間的で文化的な資質がなければ付いて行けない。実はこのあたりが地域活動家にとって一番難しい課題であるかも知れない。

特集・市町村合併問題 ② 京都府内の市町村合併の現状

谷上 晴彦（京都自治労連執行委員・当研究所常務理事）

政府は99年7月、地方分権一括法で合併特例法を改正、同年8月に自治省が都道府県に合併パターンの作成を求めた。森内閣が00年12月、「行革大綱」を閣議決定、その中で「与党行財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数を1000を目標とする』という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し行財政基盤を強化する」と初めて政府文書に公式に数値目標を掲載。01年4月発足の小泉政権は合併を強引に推進してきた。

そして、01年2月、山田啓二・府総務部長（当時、現知事）などをメンバーに府・市長会・町村会で作る市町村行財政研究調査会が、府内の自治体を最小8自治体（京都市除く）にする26通りの合併パターンを発表。現行合併特例法の期限（05年3月）を迎えた現在、府内の状況は次のようになっている。

1. 全国の状況

合併が進んでいるが、政府目標の1000には届かない。

05年3月末 2522自治体（2月15日付「京都」共同通信）

06年3月末 1987以下が確定（3月17日までに議決した数。3月17日付「京都新聞WEB」共同通信）

人口1万人未満の自治体は605が残る（2月15日付「京都」共同通信）

2. 府内の自治体数（05年3月17日現在確定分）

01年2月1日当時 1政令市・11一般市・31町・1村 計44市町村

04年4月1日現在 1政令市・12一般市・25町・1村 計39市町村

* 新「京丹後市」（峰山町・大宮町・弥栄町・丹後町・網野町・久美浜町）

05年4月1日現在 1政令市・12一般市・24町・1村 計38市町村

* 新「京都市」（京都市・京北町）

05年10月11日現在 1政令市・12一般市・22町・1村 計36市町村

* 新「京丹波町」（丹波町・瑞穂町・和知町）

06年1月1日現在 1政令市・13一般市・15町・1村 計30市町村

* 新「福知山市」（福知山市・三和町・夜久野町・大江町）

* 新「南丹市」（園部町・八木町・日吉町・美山町）

3. 府内各地の状況

(1) 京丹後市 02年4月1日法定協設置、04年4月1日に新市発足（対等合併）。

03年6月、網野町民が、「平成の大合併」に伴う府内最初の合併の是非を問う住民投票条例制定の直接請求運動（以下「条例制定直接請求」）を開始。この運動を教訓に府内各地に広がった。丹後6町では久美浜（有権者比49%）を筆頭に有権者の4割2万筆を集めるが、議会が否決し合併を強行。

(2) 宮津与謝

1) 宮津与謝1市4町の法定協は破たん

02年10月1日 1市4町法定協設置

04年7月 法定協休止決定（新庁舎の位置と支所機能について不調）

2) 04年12月15日 府が1市4町の首長会議を開催（「改正合併特例法に伴う府内の合併協議で、府が調整に乗り出すのは初めて」（12月14日付「京都」）。この会議で「宮津・伊根」、「加悦・野田川・岩滝」の組み合わせが合意される。

①「宮津・伊根」 05年1月20日法定協設置。同年3月中の合併申請めざす。

②「加悦・野田川・岩滝」 05年2月1日法定協。同年3月中の合併申請めざす。

3) 伊根町 05年2月28日、府内初、直接請求「合併の是非を問う住民投票条例」可決。3月3日告示13日投票、「合併に反対」1050、「合併に賛成」941、無効18、3月中の合併申請阻止。

- (3) 中丹1市3町（福知山市・三和町・夜久野町・大江町）合併期日06年1月1日
03年4月1日法定協設置。編入合併。新「福知山市」。
05年3月、4首長が合併調印済。
- 1) 条例制定直接請求（大江66%、夜久野62%、三和58%）、議会が否決。
 - 2) 夜久野 議員提案で再提出→再否決→町が合併の是非を含む全有権者アンケート（合併賛成30.5%、反対28.3%、どちらともいえない27.9%、わからない4.9%、無記入8.5%）。
 - 3) 大江・三和で町長解職署名。三和では署名数届かず、大江では達成。大江町長、解職の住民投票前に辞職、町長選に（03年1月23日投票）。台風23号被害など争点そらしもあり、勝利できず（伊藤2386、由里1430）。
- (4) 船井・北桑1市8町
- 1) 亀岡市長「合併せず自立」を表明。京北町では、町長与党が自治会も活用し京都市との合併署名（8割）を集め京都市との合併へ。
 - 2) 和知町長選挙で、合併の是非等の住民アンケート実施を公約した新人が当選。アンケートの結果、小規模合併が多数。丹波・瑞穂・和知が8町合併から離脱。
 - ① 丹波・瑞穂・和知（「京丹波町」、合併期日05年10月11日）
04年4月1日法定協設置。対等合併。05年3月の府議会で合併議決済。
 - ② 園部・八木・日吉・美山（「南丹市」、合併期日06年1月1日）
04年4月1日法定協設置。対等合併。05年3月に合併調印済。
日吉町 条例制定直接請求（27%、議会が否決）
美山町 条例制定直接請求（66%、議会が否決）→議会解散直接請求が成立。
→解散の是非を問う住民投票（05年2月27日投票）、解散賛成が過半数に達せず（賛成1382、反対2196）。
- (5) 京都市・京北町
03年10月28日法定協設置。新「京都市」、合併期日05年4月1日。
京北町で条例制定直接請求（25%、議会が否決）
- (6) 宇城久・綴喜7市町
03年1月 7市町の任意協解散（京田辺、久御山の住民アンケート自立多数）
04年6月ごろから自民系議員・商議所関係者が合併問題学習会。同年12月の宇治市長選で現職市長「合併協議」を公約。各議会で合併論議。
- (7) 相楽7町村
03年1月 7町村の任意協解散（木津町議会が7町村法定協設置議案を否決）。
04年9月 木津町長選で木津・山城・加茂の合併を公約した新人が当選。
05年1月、府が主催して府庁で7町村首長会議。木津・山城・加茂の先行合併合意と報道。木津・山城3月議会が法定協設置議案を可決、加茂も採決予定。